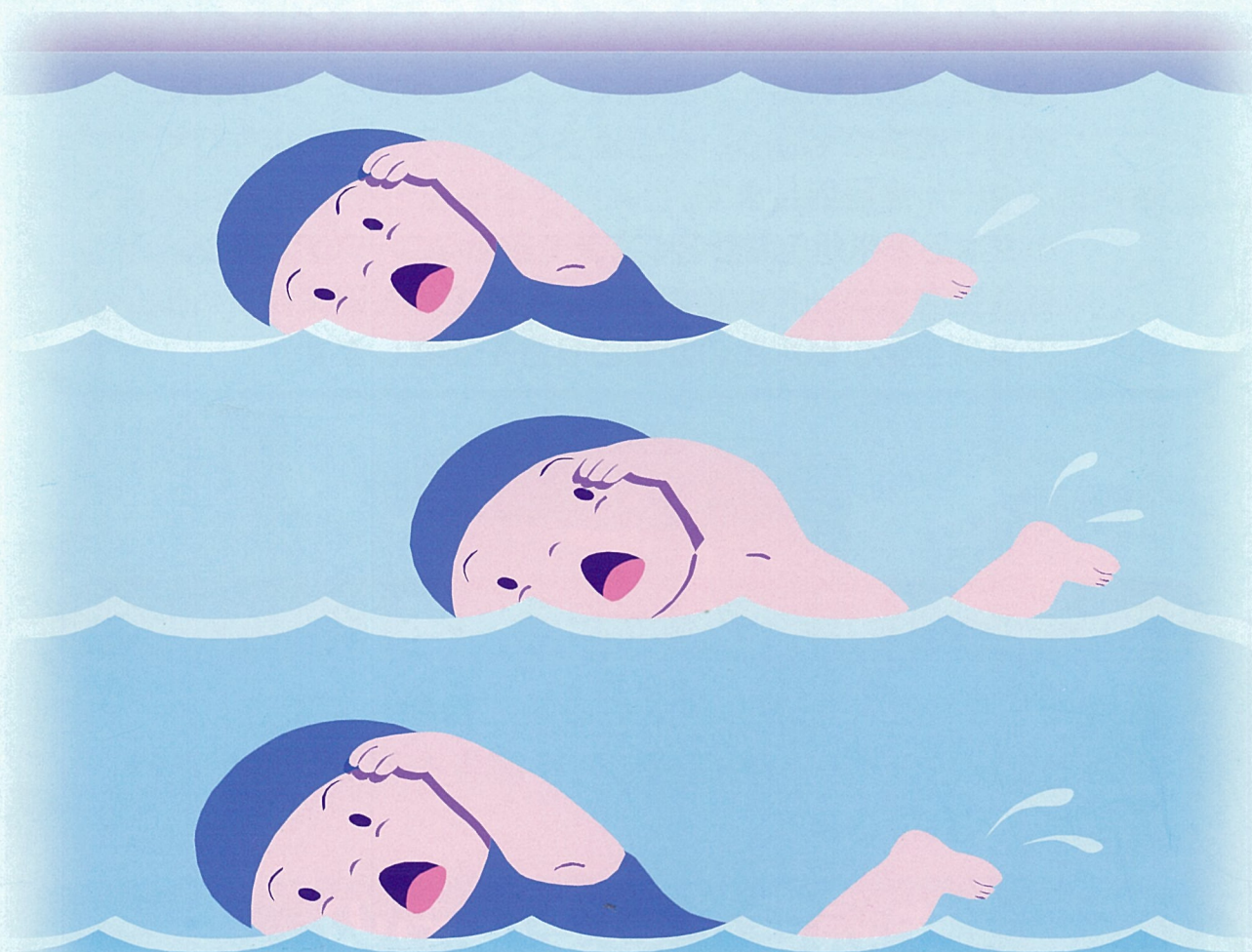


姫路市立総合スポーツ会館

スイミングスクール



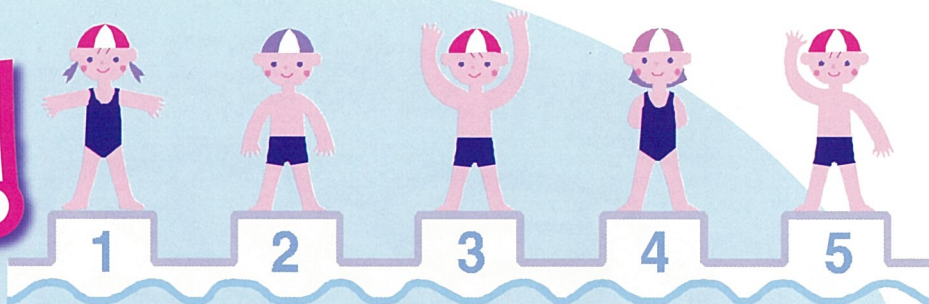
入会のしおり

一般財団法人

姫路市まちづくり振興機構

スポーツ振興事業部

体感!!



楽しい水とのかかわり方

姫路市立総合スポーツ会館のスイミングスクールは常に新しい理論にもとづいた指導法を取り入れた一歩先行くスクールを目指します。

小さなお子様から高齢者の方まで多彩なコースアレンジ。経験豊富なコーチのきめ細かい指導のもと確実なレベルアップと楽しい水とのかかわり方を提案します。

【新規入会手続き】

毎月25日までに下記の必要なものをご持参して頂き、姫路市立総合スポーツ会館窓口で手続きを行ってください。翌月から入会できます。

手続きに必要なもの

- 入会申込書●泳力申告書●口座振替依頼書※1
- 写真※スナップ写真可（4cm×3cmが2枚・2cm×2cmが1枚）
- 印鑑

※1 入会金、月会費は指定の金融機関（三井住友銀行・姫路信用金庫）より入会の翌月から毎月18日（18日が土・日・祝日の場合は変更となります。）に自動引落しさせていただきます。通帳、届出印をご持参いただきますと手続きがスムーズにできます。

【その他各種手続き】

休会手続き

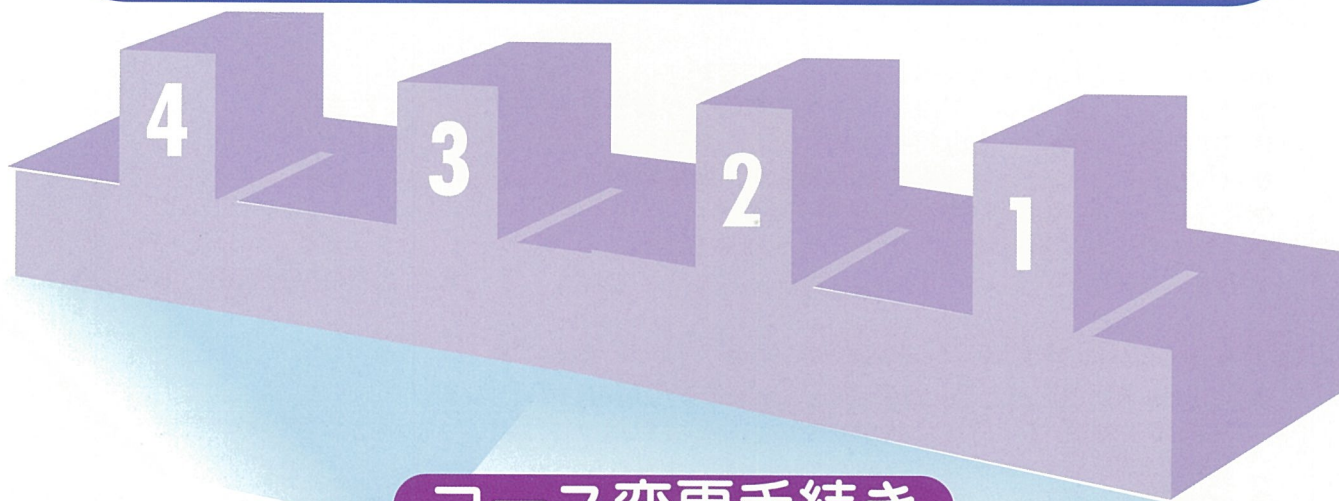
毎月当月の25日までに姫路市立総合スポーツ会館窓口で休会届出用紙に記入し提出してください。その月は休会となり休会費の1,000円が引落としとなります。

- その月に1回でもスクールに参加されている場合はその月は休会扱いにはなりません。
- 期限までに手続きがない場合は休会扱いにはなりません。
- 一度に手続きできるのは3ヶ月までです。引き続き休会される場合は再度手続きしてください。

退会手続き

当月の25日までに姫路市立総合スポーツ会館窓口で退会届出用紙に記入し提出してください。その月から退会となります。

- その月に1回でもスクールに参加されている場合は翌月からの退会となります。
- 期限までに手続きがない場合は退会扱いにはなりませんので必ず手続きを行ってください。



コース変更手続き

前月の25日までに総合スポーツ会館窓口でコース変更届出用紙に記入し提出してください。翌月から新しいコースに変更となります。

(例) 1月から新しいコースに変わる場合→12月25日までに変更手続きを行ってください。

- 週1回コース⇔週2回等、回数を変更する場合は変更手続きを行ってください。

事由により練習を休まれる場合は、電話等で連絡してください。

TEL.079-292-5457 (コーチ室直通)

【スクールのきまり】

- ◆入会できるのはスクールのプログラムに参加可能な健康状態であり高校生以下の場合は保護者が入会を認めた方とします。
- ◆入会金はいかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- ◆休会、退会、コース変更をされる場合は必ず所定の期日までに手続きを行ってください。手続きがない場合は休会、退会、コース変更はできません。
- ◆会費等が未納の場合は退会扱いとさせていただきます場合があります。（ただし、退会等の手続きと必要な会費等を納めていただきます）
- ◆万一事故が発生した場合は応急処置はしますが、その後の責任は一切負いません。
- ◆本スクール内で発生した盗難事故については、一切責任を負いません。（持ち物は必ずロッカーに入れ、鍵をかけてください）
- ◆タトゥー（刺青）をしている方は入会できません。

【会員の方へお願い】

- ◆必ず水着、キャップを着用してください。
- ◆化粧は必ず落としてから入場してください。
また、ヘアピン、アクセサリー、眼鏡、バンドエイド等は必ず外してから入場してください。
- ◆伝染性の疾患がある時はスクールには参加できません。
- ◆コーチの指示に従わなかったり、他人に迷惑をかけたりする場合は安全確保の面からも退場していただく場合があります。
- ◆コースロープに乗ったり、またいだりせず、プールサイドでは走らないでください。
- ◆更衣室への入室は、スクール開始時間15分前とさせていただきます。
- ◆持病等がある場合は、自己申告してください。

【保護者の方へお願い】

- ◆会員の健康管理は保護者の責任で行ってください。
- ◆児童、生徒の行き帰りについては保護者の方が責任を持って行ってください。
- ◆貴重品及び大切なものは持参させないでください。
- ◆持ち物には、わかりやすく名前の記入をお願いします。
- ◆スクールの見学は2階ギャラリー席でお願いします。
- ◆施設内での写真撮影等はプライバシー保護のためご遠慮いただいております。
- ◆成果を急ぎすぎはいけません。無理にさせることなく、お子様の気持ちを大切にしてください。

【警報等が発令された場合】

- ◆スクール開始の2時間前に警報が発令されている場合は臨時休講となります。
（振替の練習日は、ありません。但し、月の半数以上休講になった場合は月会費を減額することがあります。）
- ◆スクール開始2時間前までに解除された場合は行います。
- ◆スクール中に発令された場合は続行します。
（例）10時から始まる教室の場合
◎8時までに警報が発令されている場合は、休講となります。
◎その後、10時までに警報が解除になっても、休講となります。
◎8時を過ぎて警報が発令された場合は通常通り練習を行います。

■お問い合わせ先／姫路市立総合スポーツ会館内

一般

財団
法人

姫路市まちづくり振興機構

〒670-0976 姫路市中地453番地 ☎079-293-1321